

# 千葉西税務署からのお知らせ

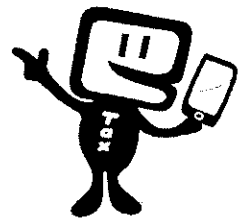
【問合せ先】 〒262-8502 千葉市花見川区武石町 1-520 TEL 043 (274) 2111 (代表)  
※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

## 自宅から e-Tax が便利！

確定申告は  
スマホからがおすすめです！



「国税庁 e-Tax キャラクター イータ君」



【国税庁ホームページ】

## 税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期間	会場	所在地	時間	対象者 <sup>(注1)</sup>
1月25日(木) ～1月26日(金)	八千代台東南公共センター	八千代市八千代台南 1-11-6	午前9時30分から 午後3時00分まで  ※ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者 <sup>(注2)</sup>
2月1日(木) ～2月2日(金)	勝田台文化センター	八千代市勝田台 2-5-1		
2月8日(木) ～2月9日(金)	実籾コミュニティホール	習志野市実籾 5-3-20		

注1 土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方並びに住宅借入金等特別控除を初めて適用される方などは対象とはなりません。

注2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和4年分の所得金額（専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前）が300万円以下の方を指します。

- 令和5年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、「入場整理券」を当日配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。
- ご来場の際は、源泉徴収票など申告相談に必要な書類、スマートフォン及びマイナンバーカード等（詳しくは裏面の「お持ちいただくもの」をご覧ください。）をご持参ください。
- 申告書等の提出のみの場合は、千葉西税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。

郵送での提出先は、下記へお願いします。

〒262-8507 千葉県千葉市花見川区武石町 1-520

東京国税局業務センター千葉西分室（千葉西税務署）

（裏面もご覧ください。）

# 申告書作成会場の開設について

～原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和6年 2月16日(金) ～ 3月15日(金) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	千葉西税務署	千葉市花見川区 武石町 1-520	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※入場整理券の配布状況に応じて、 受付を早く締め切ることがあります。 【相談】 午前9時から午後5時まで

## 開設期間中は駐車場が使用できません

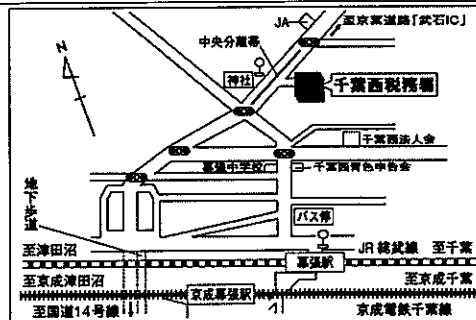
(身体障がい者用駐車場は除く)。

ご不便をおかけしますが、税務署へお越しの際は公共交通機関のご利用をお願いします。

### お持ちいただくもの

- ① 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- ② マイナンバーカード(※)
  - ※ マイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードも必要です。
    - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
    - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
  - ※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。
    - ・ 運転免許証等の身元確認書類
    - ・ 通知カード等のマイナンバーが分かる書類

### 案内図



### 入場整理券

- 令和5年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切ることがあります。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。

是非、LINEによる事前発行をご利用ください。

### オンラインで事前発行

友だち追加は  
こちらから!



LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。

### 事前に準備いただきたいこと

- マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携には以下のようなメリットがありますので、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。
- 確定申告書に添付する書類の管理・保管が不要
- 申告書への自動入力が可能(控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要)
- e-Taxでデータ送信

マイナポータル連携の概要は

こちらから!



マイナポータル連携の事前準備は

こちらから!



(注) ただし、2月25日の日曜日は開場します。

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

### 消費税 インボイス制度について

適格請求書(インボイス)発行事業者は、令和6年4月1日(月)までに消費税の確定申告を行う必要があります。  
なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置等があります。



確定申告手続は、確定申告書等作成コーナー・e-Taxをご利用ください!!

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度に関する情報ガイド(税額の計算方法)

